

(4)短期人間ドック・脳ドック助成割合については、検査にかかる費用の8割相当額とする西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。

2 はりきゅう助成事業については、東予市の例により調整する。(現在、丹原町・小松町は未実施)

保健貸付事業

1 高額療養費貸付事業については、高額医療費支給見込額の9割以内(千円未満切り捨て)とする西条市の例により調整する。

2 出産費貸付事業については、国民健康保険税完納世帯で、出産予定日までに1ヶ月以内、妊娠4箇月以上で、出産費用について医療機関から請求を受け受け、又はその費用を支払っている世帯に、出産育児一時金の支給見込み額の8割に相当する額の範囲内で貸付を行っている東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

出産・葬祭に関する任意給付事業

1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 葬祭費給付事業については、被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

協議第33号 各種事務事業(介護保険事業関係)の取扱いについて

1 介護保険事業計画、2 介護保険運営協議会、3 介護認定調査、介護認定審査会、4 保険給付、5 介護保険料の賦課徴収

6 低所得者対策(介護保険料軽減措置)については、以上についての提案がありました。詳細は11月号でお知らせします。

協議第34号 各種事務事業(福祉関係)の取扱いについて

1 高齢者福祉

(1)高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。

(2)生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。

(3)介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。

(4)介護1〜5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(5)高齢者タクシー料金助成事業については、満75歳以上の在宅の高齢者で前年所得税非課税世帯の者に、乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき12枚を交付する。同一世帯に対象者が2人以上いる場合は、2人目から年間1人につき6枚を交付する西条市の例により調整する。(現在、丹原町・小松町は未実施)

(6)敬老祝金支給事業については、毎年9月15日現在において75歳以上で、引き続き年以上在住する者に対し、1人当り3千円を支給する西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(7)敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(8)障害者等に対し公共施設使用料の減免を行っている西条市の例により調整する。

(9)在宅寝たきり等心身障害者(児)介護手当は、月額5千円を支給している西条市の例により調整する。

(10)重度障害者(児)タクシー利用助成

事業については、乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき24枚を交付する東予市の例により調整する。

(4)障害者紙おむつ支給事業については、対象者1名当り月6千円以内で支給する丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(5)在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。

(6)重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。

(7)放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、小学校一年生から三年生(障害児については六年生まで)で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童とする西条市の例により、実施時間については、学校授業日は放課後から午後六時まで、学校休業日は午前八時三〇分から午後六時までとする東予市の例により、費用負担については、無料にしている西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(8)指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。(現在、丹原町は未実施)

(9)保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(10)一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(11)延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(12)乳幼児医療費助成事業については、通院保険給付については四歳に達した月の末まで、入院保険給付については六歳に達する日以降の最初の三月末までとする東予市の例により実施し、随時調整する。

(13)母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(14)母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。

(15)災害見舞金支給事業(単独事業)については、西条市の例により調整する。

(16)戦没者追悼式等(慰霊祭)については、西条市の例にない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。